

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会職員の給与に関する規程

昭和61年6月23日

規程 第 1 1 号

(目 的)

第1条 この規程は、本会の職員に対し支給する給与について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規程にいう職員の給与は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 管理職手当
- (3) 扶養手当
- (4) 地域手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 時間外勤務手当
- (8) 休日勤務手当
- (9) 夜間勤務手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当

(給与の支給)

第3条 給与は、すべて口座振替の方法をもって職員に支給する。ただし、次に掲げるものは支払いのとき控除する。

- (1) 法令に定められているもの
- (2) 職員の過半数を代表するものと書面による協定を結んだもの

第4条 第2条第1号から第11号の給与は毎月20日（その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。

(給 料)

第5条 職員の給料は、三芳町職員の給与に関する条例（昭和26年三芳町条例第1号。以下「給与条例」という。）を準用する。

2 前項の給料表は、毎年4月1日現在のものとする。ただし、別表の給料表が改正された場合、会長は、その年度に属する予算の範囲内において、これを改定することができる。

第6条 給料は、新任、昇給、減給、休職又は退職もすべて発令の日から起算し、その月の在職日数の日割りでこれを支給する。

(管理職手当)

第7条 管理職手当は、給与条例第7条の2を準用する。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、給与条例第8条及び第9条を準用する。

(地域手当)

第9条 地域手当は、給与条例第9条の2を準用する。

(住居手当)

第10条 住居手当は、給与条例第9条の3を準用する。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、給与条例第10条を準用する。

(時間外勤務手当等)

第12条 時間外勤務手当は、給与条例第13条、休日勤務手当は同条例第14条、夜間勤務手当は、同条例第15条をそれぞれ準用する。

(期末手当)

第13条 期末手当は、給与条例第17条の4を準用する。

(勤勉手当)

第14条 勤勉手当は、給与条例第17条の7を準用する。

(初任給)

第15条 新たに採用する職員の初任給は、その者の資格を認定し、学歴、経験等を勘案してこれを定める。

(昇給の時期)

第16条 昇給の時期は、1月1日とする。

(休職者の給与)

第17条 休職された職員に対する給与は、次の号により支給する。

(1)業務上負傷し、又は疾病にかかり休職されたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

(2)職員が前号以外の心身の故障により休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまで給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

(その他の規程)

第18条 この規程に定めるもののほか、給与に関しては、給与条例の相当条文及び給与等の支給に関する規則（昭和54年三芳町規則第3号）を準用するものとする。

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。